

1 市税などは期限内に納めましょう

市税などは、市民サービスを充実させるために必要な財源です。滞納すると、財源の確保と市民負担の公平性が保てなくなります。市は、それぞれの担当課が連携し、滞納の解消に取り組んでいます。

市税は貴重な自主財源

市の事業に必要な経費は①直接市に納付する市税②一度、国や県に納付した税金③地方交付税や国・県支出金④長期にわたって借りる市債などで賄われています。このうち、市税は一般会計歳入の約2割。市の最も大切な自主財源です。

市税を滞納すると

市税を滞納した場合、原則一括で納付することになります。ただし、特別な事情があると認められる場合は、分割し

て納付できます。失業、病気や災害などで納付が困難な人は、早めに本庁収納課や各支所市民課に相談してください。納税者が税金を滞納したままにすると【図1】のように強制的に税金を徴収されることとなります。手続きは法律で定められ、滞納者の意思に関わりなく執行されます。

県地方税特別滞納整理機構への移管

滞納の中には、他債権との競合や滞納金額が高額になるな

ど、専門的な対応が必要になる場合があります。市は「県地方税特別滞納整理機構」に加入。先進事例や実務知識を共有しながら滞納整理を行い、収納体制を強化しています。

市税などの納付の方法

納付は①金融機関窓口②口座振替③コンビニ納付の方法があります。納付書を紛失した場合は、市役所本庁や各支所で再発行できます。

①金融機関での納付

一部の納付書は、27年度から東北6県内の郵便局窓口でも納付できます。取扱金融機関などについては、納付書を確認してください。

②口座振替制度

市内の金融機関や郵便局の窓口で受け付けます。①納付書②通帳③届け出印があれば簡単に手続きできます。相続な

どで納税義務者を変更した場合は、新たに口座振替手続きが必要で

③コンビニ納付

バーコードが印字されている納付書の使用期限内であれば、全国の主なコンビニエンスストアで納付できます。使用料などの中には、納付できないものがあります。注意してください。

納税貯蓄組合に加入しましょう

納税貯蓄組合は、自主納税を推進するために、個人や法人が一定の地域などを単位に任意で組織している団体です。加入を希望する人は、居住する地域の同組合長に加入届を提出してください。詳しくは、本庁収納課、各支所市民課へ問い合わせてください。

税だけではない「滞納」

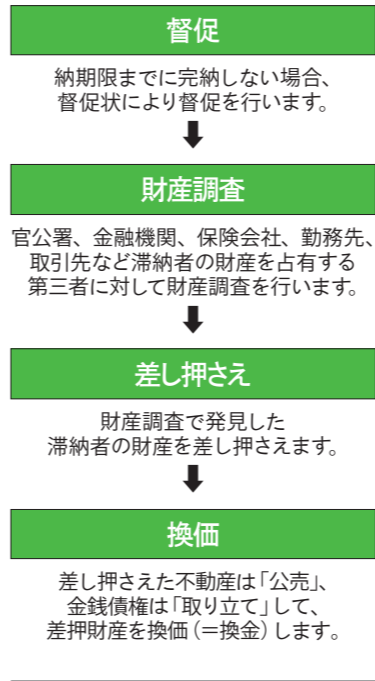
税のほか、保育所・幼稚園の保育料、市営住宅の家賃、上下水道料、学校の給食費、その他の使用料や負担金なども、市民サービスの提供に必要な財源です。滞納するとサービスの提供が困難になり、納付した人のお金で不足を補うこととなります。納付に関する相談は、それぞれの事業(サービス)の担当課で行っています。納付が困難な場合は、早めに相談してください。

還付金詐欺に注意

市職員が、還付金受け取りのために現金自動預払機(ATM)の操作を行うよう、電話や訪問をすることは絶対ありません。不審な電話や訪問があったら、すぐに家族や警察に相談しましょう。

本庁収納課 ☎ 8261

【図1】滞納処分の概要



●延滞金

納期限の翌日～納付の日の日数に応じて、税額に以下の割合を乗じた金額です。

●延滞金の割合

①納期限の翌日～1カ月は、原則として「年7.3%」。28年は年2.8%
*26年1月1日以後の期間は「年7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合

②①の期間以後、原則として「年14.6%」。28年は年9.1%
*26年1月1日以後の期間は「年14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合

各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定によって、財務大臣が告示した割合に年1%を加算した割合。28年は年1.8%

●延滞金の計算例

27年度固定資産税第4期分(納期限28年2月29日)20万円を28年5月7日に納めた場合
①納期限の翌日～1カ月経過する日(3月31日)の期間…20万円×2.8%×31日÷365=475円
②それ以後の期間…20万円×9.1%×35日÷365=1,745円
【合計】①+②=475円+1,745円÷2,200円 *100円未満は切り捨て

2 5〜6月の被害は96万円以上 市内で特殊詐欺被害が続出しています

詐欺の手口は、年々巧妙化・複雑化しています。

特殊詐欺の被害が発生

市内では、5月から6月にかけて特殊詐欺(*)が疑われる不審電話が多発し、被害も発生しています。詐欺の手口は、巧妙化・複雑化しています。少しでもおかしいと思ったら、家族や警察に相談してください。

市内で起こった事例

①インターネットサイトを閲覧中、アダルトサイトに切り替わり「会員登録された」と表示され解除のため、画面の連絡先に

電話したところ、解約金や損害賠償を請求され、計50万2千円分、コンビニで購入した電子マネーのギフト券番号を伝え、だまし取られた。

②市役所職員を名乗る男から「保険料の過払い金がある。私のほうで銀行担当者に手続きする」と電話があった。その後、銀行員を名乗る男から「スーパーにあるATM(現金自動預払機)で手続きしてほしい」と電話があり、指示されるままにATMを操作して約200万円を振り込んだ。

③孫を名乗る男から電話で「1500万円の小切手を盗まれた。自分が500万円負担しなければならぬので貸してほしい」と言われ、会社の上司を名乗る者に500万円を渡してしまった。

④市役所職員を名乗る男から電話で「保険料の還付金があるのですぐに手続きするように」と言われた。携帯電話でスーパーのATMに誘導され、相手に言われた通りに約200万円を振り込んだ。

⑤消費者ホットライン ☎ 1188 (本庁生保課増設内または各支所内の消費生活センター)

【図2】5～6月に市内で起こった主な詐欺被害

事例	発生日	種類	被害者	被害額
①	5月17日～18日	架空請求詐欺	30代・女性	50万2千円
②	5月17日	還付金詐欺	70代・男性	約200万円
③	5月30日	オレオレ詐欺	80代・女性	500万円
④	6月2日	還付金詐欺	60代・女性	約200万円

*オレオレ詐欺、架空請求詐欺や還付金詐欺などの振り込め詐欺のほか、金融商品等取引などの詐欺の総称

3 市地域福祉計画推進会議 委員を募集します

計画を推進するために、広く意見や提言を募集します。

市地域福祉計画を策定

市は、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めるために「二関市地域福祉計画」を策定しました。この計画を推進するため、広く意見を述べてもらおう委員を募集します。

募集の対象など

募集の対象などについて

は、次のとおりです。

◇対象：①市内に住んでいる②28年4月1日現在で満18歳以上③市が設置する他の審議会などの委員でない④地域福祉に関心があ

り、積極的に意見できる⑤年2回程度、平日(昼間)開催予定の会議に出席できる―をいづれも満たす人

◇人数：2人
◇申し込み：7月12日④まで(必着)

地域福祉に関する提言の提出が必要

所定の応募用紙に氏名、生年月日、住所、経歴などの必要事項および「地域福祉に関する提言(400字程度)を記入し、左記へ提出してください。

本庁長寿社会課 ☎ 内線 8357 または各支所保健福祉課

4 保険証の更新などについてお知らせします

国民健康保険と後期高齢者医療制度の各種証を更新します。

保険証を更新します

現在使っている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日④までです。8月1日④から使用できる保険証を、7月中旬に郵送します。

保険料額が決定しました

28年度の後期高齢者医療保険料額が決まりました。7月中旬に、加入者へ「保険料

額決定通知書」を郵送します。普通徴収の人には納入通知書も併せて郵送します。納期限までに必ず納めましょう。

限度額適用認定証の更新は手続きが必要です

国民健康保険の加入者が、入院時や高額な外来治療を受ける場合に「限度額適用認定証」を医療機関窓口

国民健康保険高齢受給者証を更新します

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日④です。8月1日④から使用できる受給者証は、7月下旬に郵送します。

本庁国保年金課 ☎ 8343 または各支所市民課